

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
板橋地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 2 年 2 月 28 日
- 3 当該地区における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数（集落営農（任意組織）：1 経営体）
- 4 3 の結果として、当該地区に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - （1）農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - （2）担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 今後の地域農業のあり方
板橋営農組合による生産コスト削減の取り組みを推進する。
一層の低コスト化を図るため、湛水直播方式を導入する。
若い後継者にオペレーターとして参画してもらうなど、後継者の育成及び労力確保対策に取り組む。